

「平成30年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する
意見の募集結果について

1. 実施期間 平成30年2月7日～平成30年3月6日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3通
4. 頂いた御意見及び食品安全委員会の回答

頂いた御意見	食品安全委員会の回答
<p>【意見1】 食品安全委員会におかれましては日ごろ国民の食の安全を確保するためのサイエンスに根差した活動に感謝申し上げます。</p> <p>現在パブコメ中の「平成30年度食品安全委員会運営計画（案）」の「第9 国際協調の促進」（4）海外への情報発信として、「食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。」との記載があります。この中に食品安全委員会にて作成され、まだ英訳が行われていない各種ガイドラインの英訳を含めることを希望します。本邦における各ガイドラインを広く各国に理解いただくことは国際協調の視点から早急に取り組むべき優先度の高い事項と考えます。</p>	<p>【回答1】 御指摘をいただいた各種ガイドラインの英訳については、これまでも、海外からの関心が高いと思われるものを優先的に順次英訳作業を行っており、作業が終了したのからホームページに掲載しております。今後も、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が刊行するオンラインジャーナル「Food Safety」も含めて、国際的な情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えています。</p>
<p>【意見2】 私たち食品事業者にとって、消費者をはじめ社会全体の信頼確保が極めて大切であり、そのため日頃よりリスクコミュニケーションに取り組んでいます。その中で、リスク評価機関である貴委員会の他の機関と連携・連動した取組みはもとより、貴委員会が直接行うリスクコミュニケーションの</p>	<p>【回答2】</p>

重要性が認識されるところです。

1. 平成30年度運営計画（案）のホームページや紙媒体他の様々な手段を通じた情報発信の更なる充実、および講座開催による科学的基礎知識の一層の普及啓発に期待します。この観点から、「第6 リスクコミュニケーションの促進」について、鋭意推進して頂きたい、以下意見を述べます。

なお、他の項目全般に関して、リスク管理機関からの要請あるいは「自ら評価」を問わず、健康影響評価の案件決定および実行・結果について、また調査について、その背景・目的と客観的評価結果を分かりやすく伝え、誤解や不安感の醸成につながらないよう慎重な公表をお願い致します。

(1) 事業者団体はじめ、マスメディア、消費者団体、職能団体等との連携体制構築は是非具体的に進めて頂きたい。事業者団体等の要望を十分に踏まえて共催での意見交換会の定期開催等、円滑な情報交換会の開催をお願いするとともに、貴委員会と個々の団体とだけではなく、関係団体が一堂に会する意見交換の場の設定をお願いしたい。

(2) 特に消費者全体の食品安全に関する誤解ない正確な理解を得ることは、食料の安定供給とこれを担う食品産業の健全な発展のために必須である。このため、消費者への影響力の大きいマスメディアや番組制作会社等に対する日常継続した正しい情報発信をお願いしたい。

(1) 事業者団体を始め、マスメディア、消費者団体、関係職能団体等との連携については、定期的に意見交換の場を設けるなど、今後も、関係強化を図ってまいります。

その際、各団体の要望も踏まえながら、共催での意見交換会の開催、講師派遣等、更なる連携の強化を進めてまいります。

また、現在、委員会の運営全般に関する事項等を所掌する企画等専門調査会においては、事業者団体を始め、消費者団体、関係職能団体等の様々な立場の方々に専門委員として御意見をいただいているところです。今後も、当該調査会での御意見をしっかりと委員会の運営にいかしてまいりたいと考えております。

(2) 委員会では、現在、マスメディアを通じて食品安全に関する科学的な知識の普及させる観点から、定期的に報道関係者との意見交換会を開催するとともに、機動的な対応が必要な健康被害案件の発信等については、Facebookを始め、様々な手段を通じて迅速かつ的確に情報発信を行ってまいります。

<p>(3) また、食品安全に関する正しい見方・理解のためには、低学年からの教育が重要となる。現在、家庭科等において、教材や実際の授業等で必ずしも科学的な情報提供や指導がなされているとは言えない実態が散見される。文部科学省はじめ関連省庁・機関が連携の上、このような状況を改善する必要がある。</p> <p>2. 「第7 緊急事態への対処」については、事業者からも期待するところが大きい、その体制と対処の方向性や具体的内容については事業者の実態および意見を十分踏まえたものにして頂きたい。</p> <p>3. 誤解や間違った情報に基づく風評被害を防ぐために、そのような問題発生の可能性が発見された場合や発生初期段階で貴委員会より迅速に正しい情報を公表して頂きたい。そのために、一層身近な存在として、我々事業者団体等との日常の迅速かつ円滑な連絡・連携の実行をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>今後も、より多くの報道関係者に参加していただけるよう運営を行いつつ、更なる関係強化を図ってまいります。</p> <p>(3) 御指摘を踏まえ、平成30年度においては、必要に応じ関係省庁と連携を図りながら、学校教育関係者が指導の際に活用できる食品安全に関する教材の作成に着手してまいりたいと考えております。</p> <p>2. 御指摘をいただいたように、緊急事態への対応については、事業者団体からの専門委員を含む企画等専門調査会において御意見を伺いつつ、関係省庁と連携を図りながら、充実したものとなるようにしてまいります。</p> <p>3. 御指摘をいただいたように、機動的な対応が必要な健康被害案件の発信等については、Facebookを始め、様々な手段を通じて迅速かつ的確に情報発信を行ってまいります。</p> <p>また、機動的な対応ができるよう、日ごろから事業者団体を始め、各団体と意見交換会を開催するなど、連携強化を図ってまいります。</p>
<p>【意見3】</p> <p>生活協同組合や組合員にとって、食品の安全性は大きな関心事です。消費者は食品の安全やリスクに関する正しい情報を十分に受け取り、それらを理解し、自らの選択・判断に生かす必要があります。この点で、食品安全委員会の行う食品健康影響評価等の情報提供やリスクコミュニケーションは極めて重要です。</p> <p>以上をふまえ、食品安全委員会の「平成30年度食品安全委員会運営計画（案）」に</p>	<p>【回答3】</p>

対し、当会の意見を提出いたします。

1. 食品添加物に指定された時期が古く安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。そのためにはリスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的再評価の仕組みや優先順位の設定などの検討をおこなってください。

【第3 食品健康影響評価の実施 3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施】に関して

食品安全基本法の制定後、食品添加物の指定に関しては、貴委員会が適切にリスク評価を行い、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性に関する評価が不十分なものが存在します。安全性の根拠に乏しい食品添加物のリスク評価の見直しを迅速に行ってください。また合わせて、新しい科学的知見に基づいた定期的な食品添加物の再評価も必要に応じて行ってください。

欧州食品安全機関（EFSA）は、欧州で現在使用されている食品添加物等の再評価を行っています。日本でも日頃から国内外の情報をもとに、現在流通・販売等されている食品添加物の中から再評価が必要なものを抽出、優先順位品目を設定し、適切に評価するしくみを構築すべきです。リスク管理機関である厚生労働省とも十分に連携し、専門調査会の設置など、再評価実施に向けた施策を進めてください。

2. 整備されていない分野の食品健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してください。

【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドラインの策定】に関して

1. 食品添加物は基本的には企業申請品目であることから、企業やリスク管理機関がデータをそろえ、委員会に諮問されるものと考えています。厚生労働省において危害情報を収集・整理した上で、必要に応じ、リスク管理の在り方を検討すべきであることから、御意見については同省に伝えます。

2. 御指摘いただいた農薬、飼料添加物、器具・容器包装及びアレルゲンを含む食品の表示に関する評価ガイドライン等については、策定する重要性があるとの認識に立って、検討を進めているところです。なお、

食品健康影響評価を行うため、評価ガイドラインの整理とその公開を進めてください。すでに「微生物」「薬剤耐性菌」「食品添加物」等の評価ガイドラインが策定され、「動物用医薬品」について意見募集が行われています。しかし、「農薬」「飼料添加物」「器具・容器包装」の評価ガイドラインは現在も未策定です。平成30年度計画（案）に示されたアレルゲンの評価ガイドラインをはじめ、これらの評価ガイドラインについても早急に策定することを求めます。

3. いわゆる「健康食品」について、「国民の関心の高い事項」として重点化し、昨年に継続して周知や理解促進に取り組んでください。

【第1 平成30年度における委員会の運営の重点事項 (2) 重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

近年、特定の成分を濃縮したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しないような形態や摂取方法による健康被害の事例が発生しています。現在、機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」について、商品の種類が増加し、消費者は手軽に購入することができます。一方で、広告が氾らんすることはあっても、消費者がいわゆる「健康食品」のリスクについて学んだり、機能性表示食品制度に関する情報に触れることはほとんどありません。その結果、消費者の理解が十分に進んでいないのが現状です。今後も継続した情報発信や丁寧なリスクコミュニケーションが必要だと考えます。いわゆる「健康食品」を、1. (2) ②に書かれている「国民の関心の高い事項」とし、計画の中に重点として位置づけ、リスクコミュニケーション等を行ってください。

2015年に貴委員会がまとめた「いわゆる

平成29年7月に栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針を決定・公表し、第132回肥料・飼料等専門調査会（平成30年3月23日）において飼料添加物の評価指針について審議を開始したところです。

3. いわゆる「健康食品」に関して、平成29年度は、リスク管理機関との共催での意見交換会の開催に加えて、「いわゆる「健康食品」に関する報告書及びメッセージ」について、講師を地方公共団体や消費者団体等に派遣して説明を行うとともに、Facebook、メールマガジン及び季刊誌を通じての情報発信を行いました。

また、平成29年度において食品安全に関するリスクコミュニケーション等を実施する優先順位の高い事項を明らかにするために実施したデルファイ法による研究調査において、優先順位が高い事項の一つとして、御指摘のいわゆる「健康食品」も挙げられたところです。

これを踏まえ、平成30年度においては、地方公共団体や消費者団体等の御要望を伺いつつ、「いわゆる「健康食品」に関する報告書及びメッセージ」について、引き続き積極的に意見交換や情報発信を行ってまいります。

『健康食品』に関する報告書及びメッセージは、消費者が理解しやすい内容であると高く評価します。しかしこのメッセージは、いまだ消費者に十分に活用されていません。様々な媒体や方法を駆使し、報告書の内容をもっと広く社会に知らせてください。報告書には、「『健康食品』は、多くの場合が『健康な成人』を対象にしています。高齢者、子ども、妊婦、病気の人が『健康食品』を摂ることには注意が必要です。」とあります。これら幅広い層の消費者に向けて、地方自治体や消費者団体の協力を得ながら多様なコミュニケーションの場を作ることが必要だと考えます。

4. 消費者が食品のリスクを適切に理解するため、食品のリスクの全体像や各リスク・危害要因を相対的に理解できるめやす（リスクのものさし）の作成を検討してください。

【第1 平成30年度における委員会運営の重点事項 (2) 重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

食品添加物や農薬等に対する不安や恐れを強く感じている消費者は多くいます。個々の食品や物質に関するリスクについて、詳しい説明は大切ですが、管理されているリスクであるにもかかわらず、説明によってかえってリスクを強く意識してしまうことがあります。また、そのことによって本来対応すべきリスクへの認識が弱くなったり、社会的にかけべきリスク管理のコストについての判断がアンバランスになる傾向も見られます。貴委員会は食品健康影響評価の専門機関として、種々の物質のリスク評価に日々取り組み、積極的に情報を公開しています。ただ、公開される情報は膨大かつ専門的です。一般消費者にとっては、それらを読み解き、自らの生活に照らして

4. 食品のリスクの全体像等を始めとした食品の安全性に関する理解の向上を推進させる観点から、平成30年度においては、「みんなのための食品安全勉強会」を始め、委員会が主催する又は委員が講師を務める意見交換会においては「リスクアナリシスの基本・概念」を必ず説明することとしております。

この「リスクアナリシスの基本・概念」については、平成29年度において食品安全に関するリスクコミュニケーション等を実施する優先順位の高い事項を明らかにするために実施したデルファイ法による研究調査において、優先順位が高い事項の一つとして挙げられているところです。

必要な情報を選び取ったり、それらを総合的に理解したりすることは困難です。食に関して、リスクの大きさを総合的に捉えられるような手掛かり、相対的なリスクの大きさや状況による違いを理解する手助けになるめやすが別途必要だと考えます。

すでに米国やオランダ等では、リスクを相対的に比較する試みが行われています。食に関するリスクの比較は様々な手法があり大変難しいと思いますが、消費者の理解を促進するようなリスクコミュニケーションを行うためにも、リスク評価を担当する貴委員会として、リスクを相対的に比較して表しためやす（リスクのものさし）の作成を喧噪してください。

以上

※頂いたものをそのまま掲載しています。